

未入營補充兵の志るべ

陸軍中將 田中義一著

東京 新月社發行

昭和六年

1644

陸軍中將 田中義一著

未入營補充兵の志るべ

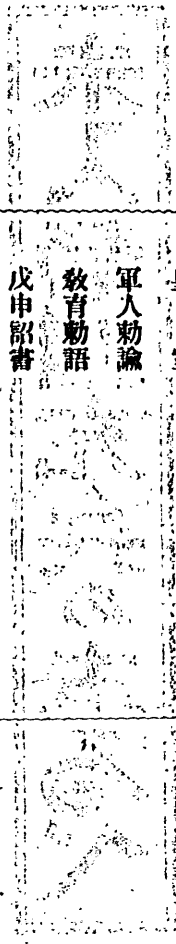
帝國在郷軍人會本部藏版

1645

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp/>



目次

皇室

軍人勅諭

教育勅語

戊申詔書

陸海軍人ニ賜ハレル勅諭

在郷軍人ニ賜ハレル勅語

6101

1646

皇 室		人皇百二十二代 今上天皇 御名 嘉仁 明治天皇第三皇子	御降臨 明治十二年八月三十一日
皇 后 故從一位大勳位公卿九條道孝第四女	宮 御名 節子	御生誕 明治十七年六月二十五日	御入内 明治三十三年五月十日
皇 太 子 第一皇子 御名 裕仁	御生誕 明治三十四年四月二十九日	御生誕 明治三十五年六月二十五日	御生誕 明治三十八年一月三日
雅 仁 第二皇子 御名 淳宮	御生誕 明治三十八年一月三日	御生誕 大正四年十二月二日	
宣 仁 第三皇子 御名 高松宮	御生誕 大正四年十二月二日		
崇 仁 第四皇子 御名 澄宮	御生誕 大正四年十二月二日		

8131

1647

1646

## 軍人勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある。昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐ中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此の間世の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦展なりき。古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき。中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に徂れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ。世の様に移り換りて新なれるは人力もて挽回すへき

にあらずとはいひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を憫し給ひしこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経ずして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへども併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制を今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬべきものにあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるをされば朕は汝等を股肱

と頼み汝等は朕を頭首と仰きて其親は特に深かるへき朕か國家を保護して上天の  
恵に應じ祖宗の恩に報いまるらする事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さ  
ざるに由るぞかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其愛を共にせよ我武  
維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になり  
て力を國家の保護に盡さは我國の養生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界  
の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれいで  
や之を左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし

凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者は  
此心の固からずは物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固なら  
ざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶個人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節  
制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國家を

保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ  
世論に惑はず政治に拘らす只々一途に己か自分の忠節を守り義は山嶽よりも重く  
死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

一軍人は禮儀を正くすへし  
凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみな  
らず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任の者に服従すべきものを下  
級のものは上官の命を承ること實は直に朕が命を承る義なりと心得よ己か隸  
屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總て敬禮  
を盡すべし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるべからず公  
務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて態に取扱ひ慈愛を專一  
軍と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬は  
す下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには曾に軍隊の蠱毒たるのみかは國家



の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尙ふへし

夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇な  
くは叶ふまじ況して軍人は戦に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れて  
よかるへさかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の  
振舞などせんは武勇とは闘ひ難し軍人たらんものは常に能く義理を辨へ能く膽力  
を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己が武  
職を盡さんこそ賊の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々人に接るには温和  
を第一とし諸人の愛敬を得ひと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は  
世人も忌憚ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ

一軍人は信義を重んずへし

凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に

交りてあらんこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さんと思はし始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を假初に請ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ是非を考へ其言は所詮踐むへからずと知り其義はとでも守るへからずと悟りなは速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへき

一軍人は質素を旨とすへし

凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り鬪奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に

至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々怒なり此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵器も頓に衰へぬべきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免職條例を施行し略此事を誡め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすべからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑々此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つべき心たに誠あれば何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕が訓に違ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生擧りて之を悦びなん朕一人の憚のみならんや

明治十五年二月四日

教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ譲ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月二十日

御名 御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ  
愛ニ益ニ國交ヲ修メ友義ヲ悖ル列國ト與ニ永ク其ノ慶ヲ賴ラムコトヲ期ス願ヒルニ日  
進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ク戰後日尙淺ク  
庶政益ニ更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚  
俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就テ荒蕪相誦メ自濯息マサルハシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝ナル國史ト成跡トハ柄トシテ日星ノ如ク定ニ  
克ク恪守シ溶明ノ誠ヲ輸テ國運發展入本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠  
良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚ホムコトヲ庶幾ス  
爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セ

明治四十一年十月十三日

御名 行御璽

1655

1656

陸海軍人ニ賜ハレル勅諭

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク  
惟フニ皇考ニ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ實ク爾ヲ示シ給ヘリ  
汝等軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シ  
朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即テ是レ皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ  
汝等軍人ノ忠勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進  
進セシコトヲ冀フ汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ朕カ躬ニ效シ急々奉公  
ノ志ヲ奮テ思慮ノ遺ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精各々其本  
分ヲ竭ク朕カ股肱タルノ實ヲ舉ケ以テ皇運ヲ扶翼セシコトヲ期セヨ

大正元年七月三十一日

御名 御位 御職

在郷軍人ニ賜ハレル勅語

朕惟フニ國防ノ完備ハ在郷軍人ニ待ツモシ多シ汝等戮力協心陸海ニ致シテ益々軍人精神ヲ鍛鍊シ軍事能力ヲ増進シ郷ニ在リテハ忠良ナル臣民ト爲リ軍ニ從ヒテハ國家ノ干城ト爲リ以テ其ノ本分ヲ盡サシムルヲ期ス

大正三年十一月三日

御名 御位 御職

1825

1658

目次

第 一	兵役と日本男子の名譽	一
第 二	兵役の年限	一三
第 三	補充兵の年限	一六
第 四	未入營補充兵も立派な軍人	一八
第 五	未入營補充兵の重い責任	二一
第 六	どうしたら其責任が果せるか	二六
第 七	先ガ三ツの勅諭の御趣旨をのみ込むこと	二八
第 八	忠君愛國の心	三三
第 九	上には服従、下には慈愛	三五
第 十	規律正しくし風儀をよくすること	三七
第 十 一	互に協同一致して行くこと	三九
第 十 二	禮儀を守るべきこと	三五

0001

1659



第十三	勇氣を練り元氣を盛にすること	三五
第十四	情を抑へて怒を我慢すること	三九
第十五	身體を強健にすること	四一
第十六	武術の練習に心掛けること	四四
第十七	自分の言葉通りに實行すること	四六
第十八	責任を重んずること	四八
第十九	恥を知り名譽を重んずること	五一
第二十	分相應に質素にすること	五五
第二十一	萬事誠心を以てすべきこと	五七
第二十二	土地の良き民となること	五九
第二十三	在郷軍人会と未入營補充兵	六二
第二十四	各兵種の性能と未入營補充兵の心掛	六五
第二十五	補充兵が心得て居るべき規則	六九

# 未入營補充兵のゑるべ

陸軍中將 田中義一 著

## 第一 兵役と日本男子の名譽

日本は世界で一番立派な國體をもつた國である。此一番立派な國體をもつた國に生れたといふことは、吾々日本人の此上もない仕合であり誇りとすべきことである。此仕合と誇りとをだんく大きくして行くためには、吾々日本人はいよいよ日本の國を榮えさせてゆくやうにしなければならぬ。それには日本人と名のつくものは、男であらうが女であらうが、國民として、誰でも彼でもめいけい自分のすべき本分を一生懸命で盡さなければならぬのは云ふまでもないことであるが、その國に對して、しな

ければならぬ色々な本分の中、一番大切なものが二つある。それはいふまでもなく兵役、即ち軍人になるといふこと、納税、即ち税金を納めることである。此二つは日本の臣民が、どうしてもしなければならぬ最も大きな義務である。

此二つの義務の中で、兵役即ち軍人になるといふことは、女子には関係のないことであるが、男子ならば、不具か、體の役に立たぬ病氣をもつたものでない限りは、誰も彼も皆果さなければならぬことである。けれども、たとへ丈夫な體をもつて居るものでも、重い罪につけられたものは、決して軍人にはなることが出来ぬのである。して見ると、日本の男子は誰も彼も軍人にならねばならぬといふ義務があるといふものの、體が悪く生れついたり、重い病氣があつたり、又は重い罪を犯したりしたものは、軍人にはなれぬのであるから、軍人になるといふこと、即ち兵役に服するといふことは、つまり、健康な善い人間ばかりに出来ることである。だから軍人になるといふことは、日本男子の最も大きな義務であると同時に、また立派な名譽なことなのである。

此立派な日本の國に生れて、立派な名譽ある軍人になつて、皇室を守り國を護り、いざといふ時には、勇ましく自分の體をすて、天皇陛下の御爲に國の爲に、深く死ぬることの出来るといふのは、日本人としては名譽の中の一番大きな名譽であるといはねばならぬ。只世の中に生れて来て、何もする事なくて死ぬる丈ならば、どんな役に立たぬ動物でもするのである。それを、天皇陛下のお爲に死に、國の爲に死ぬることが出来るといふのは、男子としても、人間としても、此上もない美しい名譽でなくて何であらうか。體の健康な行ひの善い日本の男子には、かういふ立派な名譽が生れた時からちやんとそなはつて居るのである。

## 第二 兵役の年限

日本の男子が兵役につくのは、何時から何時までであるかといふと、それは満十七歳から満四十歳までの間で、其間が満二十三年である。この二十三年の間、日本の男

三

子は皆兵役に服かなければならぬのであつて、誰でもかかれても、いざと云はれ皆君の爲國のために命を捨て、盡さねばならぬのである。尙細かに云ふと二十歳になると徴兵検査を行はれ、體格によつて甲種、乙種、丙種、丁種、戊種の四つに分けられるのであるが、其中甲種、乙種、丙種の三つは合格で、丁種は不合格、戊種は翌年に廻して、もう一度検査を行はれるのである。合格した者の中でも、甲種と乙種は體の最も丈夫なもので、それが現役兵となり、人數が餘つた残りは補充兵となるのであるが、其順番は抽籤によつて定められるのであるから、時によると殘念ながら、甲種のもでも現役兵にならないものがあり、乙種でも補充兵にならないものもあるのである。現役兵といふのは、軍隊にはいつて、色々な教育を受けるものをいふのであつて、補充兵といふのは、其一部は現役兵の人數が缺けた時に不足を補ふ爲のものであるが、其多くは平常は郷里に家業をしてゐて、一度事が起つた場合には、召集されて軍隊に入り、現役兵と同じ様に働くものである。

四

補充兵にも入られなかつた乙種合格の残りの者や、丙種の者は、國民兵役に入れられ、不具や、體の役に立たない病氣の者や、丈の高さが四尺八寸にも足らぬ者は、丁種として、兵役につく價値のないものとして、女子と同じやうに取扱はれるのであるけれども翌年廻しと云ふのは、其年病氣であつたり、又は病後であつたり、まだ翌年になれば、體格のよくなる見込のある者である。さうして見ると、徴兵検査に合格して兵役につき、現役として入營するものは云ふまでもなく、補充兵となつたものも、先づ體も人格も善いもの、證據であつて、男子としては此上もない立派な名譽なことなのである。が、例令合格しても、丙種で國民兵役になつたり、又は丁種不合格で兵役につけない者は、日本人として誠に氣の毒なもので、殊に生れつき體が弱かつたり、脊の低かつたりするものは、まだ止むを得ないとしても、不養生であつたり身持が悪かつたりして、悪い病氣などに罹つて、體を悪くし、兵役につけないのは、甚だ不面目な恥しいことである。

五

1665

此處でついでに、兵役の年限について云ふて置くと、現役兵が軍隊に入つて、教育を受ける年限は三年ときまつて居る、けれども歩兵と電信隊兵と看護卒とは、當分の間二年だけ軍隊に居つてから歸休し、あとの一年間は現役ではあるが、それを郷里で勤めるのであつて、其他の騎兵、砲兵、工兵、輜重兵などは、三年の間軍隊でつとめることになつて居る。また輜重輪卒の現役は二年と四ヶ月であるが、三ヶ月だけ軍隊に居つて教育を受け、それから歸休つて残りの年月は郷里で勤めることになつて居る。現役のすんだものは、四年四ヶ月の間、豫備役となり、又それがすむと、十年間後備役があり、それがすんだものは、四十歳までは第一國民兵となるのである。第二國民兵と云ふのは、現役、豫備役、後備役、補充兵役、第一國民兵役以外の、十七歳から四十歳までのものである。

### 第三 補充兵の年限

補充兵の年限はどれだけであるかといふと、徴兵検査を受けて、此補充兵役といふもの、中に入つた年の十二月一日から數へて、十二年と四ヶ月の間續くのである。そして補充兵になつた翌年の一月三十一日迄に、現役兵の人数の缺けた場合には、それを補充するために、現役兵として入營する事になつて居るが、それは實際の數からいふと甚だ僅かである。其他の者は、平時であると、四五十日以内召集せられて教育せられるだけである。然し今日のところ、政府に色々な都合があるため、補充兵になつた者が、皆この教育を受けるといふわけにゆかず、殊に歩兵や騎兵の補充兵は、今の處では一人も此教育を受けないのであるが、行くゆくは補充兵は残らず召集せられて、幾月かの教育を受けるやうになるであらう。そして教育を受けた補充兵も受けない補充兵も、戦争があつたり、色々な事變が起つた場合には、すぐに召集せられて戦地に行くのであつて、平時でも勤務演習(軍隊教育を受けた者が、二週間乃至五週間軍隊に召集せられて前に習つたことをおさらへすること)や、簡閲點呼(教育を受けた者も受けない



者も、毎年一回宛、其時々きめられた場所、軍人としての動作や心懸について検査をされること（の爲に召集せられることは、豫備役や後備役のものと同じも變つたところはない。

尤も補充兵の中でも、他の人にまかせることの出来ぬ大切な職務をして居る官吏や、市長や、町長や、村長や、それから又助役や収入役などは、平時には勤務演習と簡閱點呼には召集せられぬことになつて居る。國會や縣會や郡會や村會などの議員も、其會議の開かれて居る間は、同じやうに召集せられないことになつて居る。

#### 第四 未入營補充兵も立派な軍人

前にいつたやうに、補充兵役の中に入れられたもの、一部は、平時に召集せられて、約百五十日以内の軍隊教育を受けるのであるが、其他の補充兵は、今日では、まだ平時には、入營して軍隊教育を受けないことになつて居る。其の入營して軍隊教育を

受けない補充兵のことを未入營補充兵といふのである。

ところが、未入營補充兵といふものは、まだ軍隊に入つて軍服をつけたこともなければ、軍隊教育を受けたことがないがために、自分で立派な軍人でありながら、それでゐて、軍人であることを忘れたり、または軍人であるか否かを知らなかつたり、甚しいものになると、自分は軍人ではないといふやうなことを考へたりするものがある。それは實に大變な間違つたことで、未入營補充兵も、矢張り立派な名譽ある日本の軍人の一人なのである。立派な軍人ではあるが、費用などの都合で、今の處では平時には召集せられて教育を受けぬだけである。平生教育は受けて居らぬが、それが軍人であることには、現役兵や豫備兵や後備兵と少しも變りはないのである。だから平生は、めい／＼自分の家に居つて、色々の職業をして居るのであるが、何か事が起つた場合には、直ぐに召集せられて、短い日數の間に、軍人として知つて居らねばならぬことを急いで教へられ、戦地にも出てゆくのである。さうして戦地に行つても、

一〇  
現役兵や豫備兵と同じ資格の立派な軍人で、皆戦に出て、天皇陛下の御爲に働き、國の爲に盡すことの出来るといふ此上もない名譽の地位に立つことが出来るのである。つまり、平時に入營もせねば、軍隊教育も受けず、又戦時にも軍隊教育を受ける日數が少いからといふて、軍人としての職務と責任即ちしなければならぬ事と自分の身に引受けて居る事とは、未入營補充兵といつても、現役兵などと少しも變りはないのであつて、萬一未入營補充兵が、軍人でないなどといふ考をもつて居つたとすれば、それは至つて不都合なことであり、また自分が名譽ある軍人であるか知らぬやうなことがあるとすれば、それはまた甚だ馬鹿げ切つたことと云はねばならぬ。只平時に軍服を着て、兵營の中で軍隊教育を受けたことがないといふだけのことで、軍服を着けて軍隊教育を受けないからといふて、軍人であることには少しも違ひがないのであるからこそ、平時は立派な在郷軍人として、歸休兵や豫備役や後備役のものと、同じやうに取扱はれ、凡ての權利と特典を與へられて、大正六年からは簡閲點呼に

も出ることになつたのである。

### 第五 未入營補充兵の重い責任

未入營補充兵といふものが、前から度々いふたやうに一人前の立派な軍人であるとするならば、其の未入營補充兵が、自分の肩にかけて居ることが何れ丈け重いものであり、めい／＼が自分の身に引受けなければならぬことが何れだけ大きなものであるかは、大體に考がつくことであらうと思はれるが、それを充分に呑み込まれるやうに、もう少し詳しく述べて見やう。

未入營補充兵がめい／＼自分の肩にかけて居ることや自分の身に引受け居ること、言ひかへて見ると其責任といふものは何であるかといふと、第一は未入營補充兵は、立派な在郷軍人である一方には、其地方の善い人即ち良民でなければならぬといふことである。いふまでもなく、現役兵は軍隊に入つて、眞面目な教育を受け、いふ

く、な訓練をせられるが、未入營補充兵はそれをせられないのであるから、軍隊教育を受けたものより、軍事教育や訓練の點だけは、仕方なしに劣つては居つても、立派な軍人であるといふ精神は決して劣つてはならぬ。それには即ち軍人としての立派な精神をもつてをる一方に、其土地／＼での人の模範となるといふ立派な精神をもつた良民になるやうにしなければならぬのである。良民になるといふことは、つまり立派な軍人になるといふことと同じことである。良い人でなければ立派な軍人にはなれず、立派な軍人はまた良い人でなければならぬのである。

未入營補充兵といふものは、年齢からいふても、二十歳から三十三歳までの一番血氣な働き盛りの男子であるから、例へて見ると、丁度花のやうなものである。花の咲き方が悪かつたとすれば、立派な實の生らないのは知れきつたことである。若し未入營補充兵が、その盛りの時代に、萬一にも、間違つて悪い花でも咲かして置いたとすると、召集されていざ戰場に出なければならぬやうになつた場合に、思ふ存分の

働きをして、軍人としての最も名譽ある勳功をして、立派な實を生らせることが出来ぬばかりでなく、平時でも、軍隊で精神も身體も鍛ひあげ練りあげて、現役がすんで歸つて來た兄分の軍人と、軍人會の會員としても、其土地の良民としても、とても立派に肩を並べて行くことが出来ぬにきまつて居る。何かにつけて肩身がせまかつたり、引けをとらなければならぬやうになるのである。同じ立派な軍人でありながら、それでは辱いことではなからうか、心細いことではなからうか。同じ年齢頃であり、同じ立派な軍人であつて、軍隊にはいつて、軍服をつけたことがない爲に、軍隊教育を受けて訓練をせられないが爲に、一生の間、絶えず引をとつて、肩身がせまくて、つまらぬ思ひをせねばならぬといふのはなさないことではなからうか。それでは何うしてもさういふ引けをとり、肩身をせまくし、つまらぬ思ひをせねばならぬかといふと、決してさうではない。さういふ思ひをせんですむやうにしようとするには、未だ管補充兵のものでも、たえず自分が軍人であることを考へて、郷里に居つて、能く

自分のすべきことを心掛けて實行し、其土地の人人の模範となるやうな良民になりさへすれば宜しいのである。さうすれば未入營補充兵であるからといって、決して軍隊で教育を受けたものと少しも變りはなく、立派に肩をならべて、少しも引けをとることもなければ、肩身のせまいことも、情ない思ひをすることもないのである。未入營補充兵の平時の責任は、前にいふたやうに非常に重いものであるが、第二の戦時の場合の責任は、また平時の責任より重くても軽くはないものである。それは一體何ういふ意味であるかといふと、これから後も、戦に使ふ色々な道具即ち兵器は日に進んで、新しいものが出来たり精巧なものが出来る上に、これから先に起つて来る戦争は、これまでとちがつて、どうしても世界の強い國を相手にしなければならぬものであるにきまつて居るから、自然と兵隊は澤山に使はなければならぬこととなり、そして其戦争はどうしても長い間續くものと見なければならぬ。戦争が永く續き兵隊が澤山に入ることになると、未入營補充兵もずん／＼と召集せられて、ごく短い月日の

間教育せられて、どんく〜と戦場に送られることになるのである。そして戦争が長く  
續けば續くほど、未入營補充兵が本當の腕前を見せる時が多くなるのであることはい  
ふまでもない。ところで其未入營補充兵は、平時どれだけ位日本に居るのかといふと、  
在郷軍人の半分より以上なのである。云ひかへると、在郷軍人といはれて居るものが  
十人集ると、其中で五人餘りは皆此未入營補充兵なのである。それだけの澤山な未入營  
管補充兵が、皆立派な軍人でなければならぬことになつて居るとすると、その未入營  
補充兵が、皆強いか弱いか、善い軍人であるか、ないかといふことは、日本の國から  
いふと、つまり日本が強いか弱いかといふ大事な事柄になるのである。未入營補充兵  
が強い軍人であり善い軍人であれば、日本の國は強い國であり、それが弱い軍人であ  
り悪い軍人であれば、日本は弱い國であるといふことにもなるのである。未入營補充  
兵が軍人であるかないか知らぬといふやうなことがあつたり、又は軍人でないといふ  
やうな不都合な馬鹿く〜しい考へを、かりにももつてならぬといふことは、これで見



でも非常によく分るのである。未入營補充兵は立派な軍人であるばかりでなく、平生其郷里では、立派な、人の模範になるやうな良民であつて、國民の中の一番大切な力であり、國の力の中心でなければならぬといふことがよく分るのである。そしてその立派な軍人である未入營補充兵は、戦時には短い月日の間軍隊教育を受けて、それで長い間軍隊教育を受けた軍人と、戦場と同じ様な立派な働きをせなければならぬのであるから、未入營補充兵が自分の身に引受けて居る事即ち責任は大變に重いのである。未入營補充兵の戦時の責任が、平時にもまして重いと云ふたのはこの意味である。

## 第六

どうしたら其責任が果せるか

未入營補充兵が身に引受けて居ること、即ち自分の肩にかけて居る責任といふものが、それほど大切な重いものであるとすれば、未入營補充兵になつて居るものは、どこまでも其引受けて居ることを果さなければならぬといふことを覺悟をして、平生か

らちやんと、何時でもそれを果せるやうに準備をして置かなければならぬ。平生から準備をして置かぬといふと、いざといふ時には決して間に合ふものではない。今はまだ戦争がないから大丈夫だ、などといふてほんやりして居ると、さで戦争が始まつた段には狼狽をしなければならぬ。それでも狼狽ばかりですめばよろしいが、戦争は汽車へ乗るやうなことは理がらふ。汽車は兎に角乗りさへすれば思ふ所へ着けるが、戦争は身體をもつて行つた丈では何にもならぬ。精神と身體が鍛へられて居らぬと、直ぐに負けてしまはなければならぬことになる。それでは第一御信賴あらせられて居る 天皇陛下に對し奉つても申譯がないし、國に對しても、先祖へ對しても、言ひ譯がたぬ。さういふことのないためには、未入營補充兵は平生から充分に覺悟をして、まさかの時に立派にお役に立つやうに仕度をして置かねばならぬのである。

それはどうしたらよかぬか。一口でいへば、それは前にも云ふたやうに善い人である。一方に、立派な役に立つ軍人であるやうに努めれば宜しいのであるが、只

う云ふた丈では少しくばんやりして居るから、これから暫くの間をそれでは、何ういふやうにすれば、立派な役に立つ軍人であつて、また良民であることが出来るかといふことを説明することにする。

第七 先づ三つの勅諭の御趣旨をのみ込むこと

人間といふ者は、精神が一番大切である。精神が曲つたり腐つたりして居つては、何れほど學問があつても、仕事が出来ても、それは何にもなるものではない。人間として決して立派な花を咲かせ實を結ばせることが出来るものではない。古い例へては、あるが、心に蟲のついた樹には、立派な果物がならぬにきまつてゐる。であるから、人には樹の心である精神を養ひ盛めるといふことが、最も大切なことである。精神のしつかりして居らない軍人は、ほんとうの軍人といふことは出来ないのである。それでは精神を養ひ盛めるには、どうすればよいのかといふこと、先づ第一に守らなければならぬ

らのは、明治十五年に、明治天皇が軍人に下したおられた次の五箇條の勅諭である。  
 一 軍人は忠節を盡すを本分とすべし。  
 一 軍人は國權を正しくすべし。  
 一 軍人は武勇を尙ふべし。  
 一 軍人は信義を重んずべし。  
 一 軍人は信義を旨とすべし。  
 此御教訓の意味を、口には言つて見ると、軍人は忠節を盡すといふことが、一箇の大切  
 な事しなければならぬことである。その軍人は國權を正しくなければならぬ。勇まじ  
 りなればならぬ。人へは信義を重んずべし。そして云ふたことは必  
 ず実行するやうにしなければならぬ。また何事も教訓をせぬやうに實業はしてゆかな  
 ければならぬといふ事と、勅諭は、このあつた事を行つて行くには、誠心を以てする  
 事が大切であるといふ事を教へて居るのである。それだけの事は決して

人ばかりに限つたわけではなく、誰も彼れも皆真心から守つてゐるの通りにせねばならぬことである。此御教訓の通りにはさへして行けば、國民としても良民とならぬ軍人として善き軍人となれ、日本の國は次第に強し美し、國となることが出来、やがては天皇陛下の御恩にも報ひ奉ることが出来るのである。

此五箇條の御教訓についても軍人と名のつゝいもの忘れでならぬのは、今上天皇が御位に即せられた大正元年に、軍人に下げたものがた勅諭である。それは此本の極く前の方にあげてあるが、其中で、天皇陛下には、汝等軍人の忠義と勇氣とをたよりにして、先帝陛下の後をついで、臣民どもの幸福を多くして行きたい」と、思召して居らせられる。だから軍人であるものは、明治天皇の下したまうた御教訓をよく守つて、今上天皇にお仕へ申したてまつり、皇室の御ため、國の爲には、自分の命も犠牲にして盡すといふことを考へ、世間の悪い思想にまどはされずに、いつもく世界の様子がどうなつて居るかといふことを思つて、時勢は運ばないやうに己の義務を勉勵し

て、自分達がめい／＼脅ねばならぬことをちやんと果して、君の御心を安め奉り、日本の國をだん／＼盛んにするやうにせよとの仰せられて居るのである。天皇陛下が軍人に望ませられ、軍人を御たより遊ばして居らせられるまは、これほど大きいのであるが、心から一生懸命にならなくては、天皇陛下のお言葉の真分の一も果すことが出来ないのである。萬一にも不心得の爲に、軍人として本分を充分に盡すことが出来なかつたならば、それこそ不義不忠の國民なのである。であるから軍人たるものは、先帝の勅諭の中にもお示しになつて居るやうに、何事も誠一つで、真心からやつて行かねばならぬのである。さうして行けば、天皇陛下の御思召にもかほりあうはすることが、決して決して出来ぬ理はないのである。明治天皇の勅諭と、今上天皇の勅諭との二つは、軍隊教育の本であり、基礎なのである。此二つの勅諭の御趣旨が充分に頭にほいつで居らんで、それを実行するに、軍人としての本分

の務は盡されぬのである。未入營補充兵も在郷軍人であり、一人前の軍人であるからには、此並の勅諭の御趣旨は能く分つて居つて、平生からそれを實行するやうにせねばならぬ。さうして始めて立派な軍人となり良民となることが出来るのである。なるほど勅諭は、科言葉が六ヶ敷で讀めぬものもあつた。分りかねるものもあつたが、分らぬところは、在郷軍人會にも分會長や、分會副長や、先輩の人も澤山にあるのであるから、さういふ人々によく聞きよ。教はつて、立派に意味を呑み込んで實行するやうにせねばならぬ。

此外に今一つ、在郷軍人の平人として、未入營補充兵の慰れ地ならぬのは、大正三年に大正天皇が在郷軍人に下し給はつた勅諭である。

此勅諭も前印あつてある通りであるが、つまりが日本の國を何時も大丈夫にして、他の國にまけることのないやうにして置くためには、常に在郷軍人も心を合せて、軍人の精神を鍛へ上げ、おびといふ時に役に立つやうな力を、平生からよくして置いて、

郷里に居る時分には、忠義な善い民であつて、從軍した時分には、お國の守りとなつて、めい／＼に自分の爲ねばならぬ務を盡せと仰せられて居るのである。在郷軍人である未入營補充兵も此有りがたいお言葉を決して忘れぬやうにして、軍人として、また良民として、天晴なものになるやうに心懸けねばならぬ。そこで此三つの勅諭の御趣意に對して、未入營補充兵が平生から爲なければならぬことや心懸けねばならぬことを順々に述べて見やう。

### 第八 忠君愛國の心

日本の國民は、昔から大きな一族のやうな關係で起り進んで來たのであつて、皇室はその御本家にまじり、天皇は國民の父君である關係に立たせられてをると同時に、日本の元首であらせられるのである。だから日本の國あつてからこの方、天皇は國民を赤子のやうにお可愛がり遊ばされ、國民は皆吾々の御本家にあたらせられる



皇室を貴び、世界の何處にも例へない美しい國體をもつたこの日本の國を護るといふことを以て、國民の最も大切な事柄であると考へ、其精神が段々に貫かれて來て、日本は今日のやうな盛んな優れた國となつて來たのである。して見ると、吾々の先祖の幸を受つて、此の美しい國體をいつまでも、安全に保つて、國の光りと威力を愈々輝かせ、益々強い大きな、優れた立派な國にするといふことは、吾々國民の爲さなければならぬ最も大きな任務なのである。そして其任務を盡すが爲には、平時は一生懸命に自分の家の業務に努めてをるが、一度事があつた時には、家も顧みず、命も捨て、君の御爲に國の爲に、真心をもつて忠義を盡さなければならぬのである。此精神は平生から何人にも大切なものであるが、苟りにも軍人と名のつくものには、たとへ未入營補充兵せあらうが、ことに此精神が強くなければならぬのである。だから勅諭の中にも「日本に生れたもので國に報ゆる心のないものはないのであるが、ことに軍人は此心が固くなければ、役に立たうとも思はれぬ。軍人であつて、國に報ゆる

心が固くなければ、どれ程技藝があり學問が優れて居つても、それは魂のない人形のやうなものである。形式が出来て居つても、忠義の心のない軍隊は、烏の集まつたも同じである」と云ふやうに、仰せられて居るのである。其ればかりではなく、同じ勅諭の中に、軍人に向つて「朕は汝等を股肱と頼む」と仰せられ、今上天皇も「朕が股肱たるの實を擧げよ」と仰せられて、軍人をお頼りに遊ばして居らせらるゝことは一通りではないのであるから、軍人であるものは、頭の前から足の先まで、いつも「君に仕へ國に盡さんことを考へ、いひかへれば奉公の志しを堅くして、國民として、皇恩の幾萬分の二でも盡すことの出来るやうに心掛けてをらなければならぬのである。

第九 上には服従、下には慈愛

必ずしも軍人ばかりではない、人間には服従といふことがなければならぬ。服従とは自分よりも目上の人に、自分を犠牲にして心から従ふといふことであつて、臣は君

父子は親は、妻は夫に、弟や妹は兄に姉に從ふてこそ、始めて世の中はまろく  
 治まり、また人民は法律や命令に服従してこそ、始めて國は治まつて行くのである。  
 軍人には此服従といふことが殊に大切なことであつて、下の者は上の者に、新しく入  
 つた者は古くからをる者に從ふからこそ、軍隊には秩序といふものがあつて、全體の  
 統一が出来て行くのである。軍人に服従といふことがなかつたら、それを人數がど  
 れだけ澤山あつても、武技がどれだけ優れて居つても、其軍隊は決して勝つことが出  
 來ないのである。だから勳章の中にも、下級のものは、上官の命令を承はることは、  
 其實は、朕の命令を承はると同じことだと心得よと仰せられて居るのであつて、  
 其身をさげ心から服従するといふことは、實に軍人として守らなければならぬ道徳  
 の本なのである。ところが下のものは上のものに心から從ふのであるから、又上のも  
 のは下のものに對して、上苛にも輕薄な傲慢な振舞をするといふことのないやうにし、  
 威服をもつてゐる一方に、つとめて下のものを憐に取扱ひ、慈悲をかけて可愛が

り、目下めげのものを心こころから服従ふくじゆうさせるやうに心掛こころかけなければならぬのである。未入營みいりやう充兵ちゆうへいもこの服従ふくじゆうを守つて、在野軍人ざいげぐんじんとしての務つとめを怠おろそかぬやうにしなければならぬ。

### 第十 規律正しくして風儀をよくせよ

人には服従ふくじゆうといふことがあつて、始めて世よの中なかが圓まるく行くものであることは、前に述べた通りであるが、また本營ほんやうの服従ふくじゆうといふことがあつて、始はじめて其處そこに自然しぜんと規律きりふといふものが出来るのであつて、目下めげのものが目上めじやうのものは、心こころから服従ふくじゆうせねば、決して規律きりふは立たないのである。それでは規律きりふとはどんな事ことであるかと云ふと、物事ものごとにもやんと順序じゆんじゆがあり、きまりがあつて居るといふことである。人間にんげんに規律きりふがあるとは、心こころも身みのまはりもきちんとして居ゐつて、命令めいれいせられたことや、自分おのれの爲ためすべきことは、必ず敬やう重じゆうすることが出るのである。軍人ぐんじんに此こゝの規律きりふ正ただしい所ところがないと、數十萬そくじゅうまんの人

間が一團となつて少しも亂れず、きちん／＼とした行動をすることが出来たのである。軍隊の教育を受けないものでも、此規律正しい處がないと、物事にだらしがなくなつて、折角行りかけたことも中途で止めてしまふたりすることになつて、決してそれが立派に出来上らないにきまつてをる。

規律をよく守るものは、何事もさちん／＼として居つて、約束の時間に遅れたりすることもない。自分の身體や着物もいつも清潔にして居つて、起居舉動がしやん／＼として、不作法の事をしたり、人に迷惑をかけたり、または自分のものでないものに手をつけたり、それを汚したり毀したりするやうなことは決して行らないのである。若しかういふことが何もかも反對であるとすると、それはつまり不作法な人といふものであつて、不作法な人は、どれ丈學問があつても、金があつても、下等な人である。下品な人である。下等な人や下品な人は、決して人の模範となることの出来ぬもので、反對に人から輕蔑せられるのである。苟にも軍人たるものが、人から輕蔑

せられるやうなことがあつてはならぬ。よしや軍隊教育を受けぬからといふても、軍  
人と名のつくものは、どこまでも、自分から世の人の模範になるやうにしなければな  
らぬ。

### 第十一 互に協同一致して行け

協同一致といふことは、また軍人にはなければならぬ大切なものである。協同一致  
とは、人々が心を合せて一になつて、めい／＼の受持つてゐる事を命令するといふ  
事である。元々人間といふものは、此世に生れた時から、誰も彼も皆互に助け合  
ひ續り合つて、始めて生きて行けるもので、決して一人々々離ればなればなつて行か  
れるものではない。自分一人で生きて行かうとすれば、自分一人で米も作り醤油もこ  
し給へ、魚も捕り着物も縫ひ、木も伐り、釘もこしらへ、家も造るの行ひといふやう  
にしなければならぬことになる。そのやうなことが決して一人で昔々出来ぬものでは

ない。そこで人間はめいゝ受持つて居る事を懸命にして、心を一つにして、皆を以て頼り合ひ助け合つて行く事になるので、其協同一致の度合が強ければ強い程、何等も榮えてゆくものである。一人の人間がどれだけ懸命に村を榮えさせやうとあせつたと云ふても、大勢の人間がそれに反対したり、ほんやりして居つては、決して其村が榮えたり、模範となる事が出来るものではない。村ばかりでない、郡でも縣でも國でも、一致協同といふことが立派に行はれて居らぬと、決して發展もしなければ富強となるものではない。けれども、一村の人でも、一國の人でも、皆めいゝが心を合せて一處になつて、自分々が引受けて居ることを懸命で働くことになる。どんな大きな事業でも出来ぬことなく、どんな六ヶ敷い事でも必ず成し遂げられるのである。それは丁度めいゝが僅か宛の資本を集めると、大きな會社をこしらへることが出来て、大きな事業をすることが出来ると同じことである。また小さい村も合せてよりかたぬると、大きな石でも船でも引ることが出来、僅かな水を集めると、川とな

三〇

り海となつて、大きな船でも浮けることが出来ると同じことである。  
軍隊にても丁度同じ事て、お互に心を協せて、よく命令を守り、規律を正しくして、  
下のものは上役に従ひ、上のものはまた下のものを可愛がり、お互がめい／＼にしなけ  
ればならぬ事を十分に行けば、例合其人数が少い場合でも、軍隊の力は大變に強  
いものであるが、それが反對にゆくと、どれ丈大勢の軍隊でも少い兵の爲に敗けなけ  
ればならぬことになるのである。小勢の軍隊で、大勢の軍隊を破る奥の手は、つまり  
協同一致して働くといふ事であつて、軍隊が大勢で、協同一致の心が強いと、戦ひは  
必ず勝てることになるのである。だから軍隊では服従規律と協同の三つを合せて軍紀  
といつて、最も大切なものとして居るのである。未入營補充兵も在郷軍人會の會員で  
あるからには、そのつもりで、能く協同一致して、會のためにも村や町のためにも、  
自分の受持の仕事を十分に盡すといふことに心がけねばならぬ。つまりさうするとい  
ふことは、村や町や軍人會のためであるばかりでなく、小さく云へば自分々の爲め



でもあり、大きく云へば君の御爲國の爲なのである。憲法發布の時の勅語に、臣民が互に心をあはせて親しんでゆけと仰せられ、また今上陛下の勅語に「心を同じくし力を合せて、益々國の光を顯せ」と仰せられて居るのも此理なのである。

## 第十二 禮儀を守るべきこと

禮儀正しいといふことは、また人に大切なことである。禮儀の正しい人は、人品の良い人で、人から敬はれるのであるが、禮儀のない人は下品であつて、人から輕蔑を受けられるものである。けれども禮儀は、眞心から出たものでなくては、欺目であつて、眞心のない禮儀は、却て人から卑しまれるものである。

禮儀が正しいと、自然に人の感情を和げ、お互に親密になるものであつて、禮儀がないと、自然に人を怒らせるやうになり、また人から恨まれたりすることのあるものである。だから人は互に禮儀を守つて少しでも憎恨の風などがあつてはならぬ。もし傲

慢な風があるといふと、折角立派な學問があつても、高い地位に居つても、人に厭はれることになつて、立派な事をしやうと思つても、結局それが出来ないことになることがないとも限らぬのである。人と人との間を圓滿にし、仲をよくし、一心にならぬやうには、禮儀は最も大切なものであつて、軍隊には殊に之が大切なことであるが、在郷軍人としても、いゝお互同志や目上の人に對しては、相當の禮儀を守つて、心を合せて、會の爲めに盡すといふことを忘れてはならぬのである。禮儀を守るといふことは、只丁寧に辭儀をするといふことばかりでなく、目上の人を敬ひ、目下の人や弱い者や、老人を可愛がり、それはやさしくして行くといふことであつて、例へば汽車の中や電車の中で、老人や弱い者に席を譲つてやるといふやうなことも、禮儀の上つて、至つて小さいことではあるが、人から見ると、誠に奥床しい美しい事だ、その人の人品は實に立派に見えるものである。川口氏の著書「禮儀の心得」の「禮儀の心得」を参考にして、服装に氣を配つけるといふこともまた禮儀の上つてある。荒々しい

三三

1693

1693

言葉や下品な言葉は、人に感情を悪くさせたり人を怒らせたりするものであるが、丁寧な思ひやりのある優しい言葉は、人の心を和げ人の怒をいやすことの出来るものである。服装はまた其人の心を表面に表はすものであつて、どれ程立派な着物を着て居つても、其着方がだらしなれば、其人の心のだらしないことがわかり、どんな粗末な着物を着て居つても、その着方がちゃんとして居れば、其人の心がいつも引聚つて居ることを見せるものである。つまり着物は垢がとれて清潔にさへなつて居れば、其品物の善悪や古い新しいなどには何の關係もなく、只其着方が正しいか正しくないかといふことが大切なことである。だから儀式の時には勿論のこと、絶えず服装はきちんと着て居るといふことを心懸け、肌をぬいたり、だらしないやうなことをないやうにせねばならぬ。さうすると自然と人は上品になるものであつて、それがまた禮儀の一つなのである。

第十三 勇氣を練り元氣を盛にせよ

軍人にとりて大切な一つのこととは、武勇といふことである。武勇といふことは、口にいふと、勇氣があり、元氣があるといふことである。

けれども何かといへば血氣にはやつて、亂暴なことをしたり、喧嘩をしたり、腕力をふりまはしたりするのは本當の勇氣といふものではない。亂暴なことをしたり、喧嘩をしたり、腕力をふりまはしたりするのは、小勇といつて下可の勇氣である。本當の勇氣は大勇といふて、さういふやうな粗暴なことは少しもせず、何事にも勘忍の出来るだけ勘忍をして、人にやさしく丁寧にして禮儀を忘れず慎み深くて、此場合飛出したが良いか悪いかといふことを十分に考へ、君の爲め國の爲め、世の爲人の爲に、何にもならぬやうな馬鹿げた危い所へは近寄らぬが、どうしてもやらなければならぬことになると、自分から進んで何處までも命懸けてやり通すといふやうにする事である。

ある。であるからつまり本當の勇氣のある人といふものは、やらなければならぬ事は  
どうしても行ふ、やつてならぬ事はどうしてもやらぬ、善い事はするが惡い事はせぬ、  
そして誠は云ふが嘘はいはぬのである。また本當に人に引けをとらぬといふ心があつ  
て、どの様な苦しいことがあつても、それを我慢をすることが出来、耻辱を知つて屈  
るから、自分の名の汚れないやうに汚れないやうにと用心をし、進むべき時には命も  
身體もなげすめて、君の爲め國の爲めに何處迄も進んでゆくといふ覺悟があるのであ  
る。そして進むと云ふ事は知つて居るが退くと云ふやうなことは考へるゝとがなく、  
戦ひが烈しくなつて、只自分一人が残つたやうな時でも、他くまで敵を攻撃つて、  
歩ても退かぬといふ覺悟をして居る上に、馬鹿げた血氣にはやるといふやうなことが  
ない、何でも落着き拂つて、敵が少いからと侮ることもなければ、又それが大勢  
であるからといふて揺れることもなく、苦しい困つたことが起つて来る度々に、却つて  
元氣がまして来て、とうとうは戦にも勝ち物事を成し遂げることが出来るのである。

けれども若し人に勇氣がなくて臆病であると、折角自分が行きたい行命なければならぬと知つても、いざといふ時に進んでそれをやる事が出来ぬのであつて、ことに軍人はこの勇氣と元氣がないと、折角大切な場合に、天皇陛下のお爲にもお國の爲にも立派な功を立て、忠義を盡すことが出来ぬのである。だから軍人はどうでなくならぬものか、此勇氣と元氣即ち武勇といふことで、そのない軍人は、つまり軍服を着た人形と同じである。さういふ軍人はどれだけ澤山居つても何にもならないのである。また誰でも何かにつけて成功し、物事を成し上げようとするには、此の本當の勇氣があつて、盛んな元氣がなければならぬのであつて、人は元氣が多いければ其家が榮え、村が榮え、自然と國まで榮えて行くのである。昔から日本人が世界の何の國の國民よりも強いのは、此勇氣が多くて元氣が盛んなからで、これまた日本の國が今のやうに盛へてゆくのである。

三七

として見ると軍人は云ふまでもなく、人としても勇氣を練り、元氣を盛んにするといふ

ことは甚だ大切なことであるが、それにはどうしたらよいかといふと、或は擊劍とか柔道とかいふやうな、いろいろの武技をやつて膽玉をねり、或は時々申し合せて、闇夜に墓場へ行くやうなことを種古するとかして、大膽になるやうにすることも大切であるが、平生から、體を丈夫にして、何事によらず、自分のする仕事を活潑にし、一旦行りたい、行ると善いと思つたことは、直ぐに之を元氣よく大膽にやることを心掛けるが第一である。明日はやらう、明後日はやらうなどといつて居る中には、はづみがぬけて、いつとなげ行く元氣がなくなりがらものであるから、善い事であると思つたら、其日其時から直ぐに始め、人の爲世間の爲になることであると知つたら、どんなことでも身を犠牲にしてもやるといふ覺悟をして善して行けば、自然と勇氣もつき元氣も出るものである。ぐずぐずして思ひ切りの悪いといふことは、勇氣や元氣を練る上に最も悪いことである。けれど、元氣よく活潑に、進んで物事をするといふことは大切なことであるが、何事も丁寧に善く行ひ、人に交るには温和しくして、

亂氣は勇氣とは異つたものであるといふことを決して忘れてはならぬ。

### 第十四 情を抑へて慾を我慢せよ

人が立派な人間として世の中に生きてゆくには、また已に克つたふよむが出来なければならぬ。己に克つとは、腹の立つた時に我慢をしたり、物を言ふべき時でない場合に、喋らないやうにしたり、熱しい時に盛込みをこらへたりして、さまざまの感情を抑へ、いかに慾を我慢することである。人は情を抑へたり、慾を我慢したりすることが、能く出来るか、出来ぬかによつて、上品な人にもなり、また下品な人にもなるのであつて、物事に不平を起したり、身をあやまつたりするのは、己に克つことの出来ぬ人のすることである。けれども本當に勇氣のある者は、情を抑へ、慾を我慢することが出来るのであつて、さういふ人は、世の中のいろ／＼の恐ろしい誘惑に打勝つて、立身出世を果さるゝことが出来るのである。そしてまたさういふ人にな

四九



ければ、いざといふ時に身も命も擧げて、君のため國のために盡すことは出来ないのである。

四〇

「口で克ちて情を我慢するといふ事は、つまり忍耐の基であつて、それが出来なければ、何事をも忍耐するといふ事が出来ないのである。忍耐と云ふ事は、つまり我慢し辛棒するといふ事であつて、水公の事の爲には、私事を忘れて、我慢し辛いのを我慢し辛い事を厭はないで、自分の本分の爲には、病氣になつても、怪我をしても、または身を失くしても、決して不平を云はないで、自分の出来るだけを盡すといふ事である。軍人にはこの心があつて、始めて忠臣ともなれ、勇士ともなれるのであるが、良民として、その辛棒のよいといふ心掛けがなければ、単は未練な者となつて、何事にも成功する事が出来ず、國家もまた立派に榮えてゆく事が出来ないのである。それであるから、未入營補充兵も、良民としても軍人としても、絶えず苦しいことや、不幸な事を我慢し、情を抑へ、慾を抑へて、機を奪はず、自分の志したことは、飽くまで真

いて、何事にか成功し、立派な人となるやうに心掛けねばならぬ。

### 第十五 身體を強健にすること

人には立派な精神もなければならず、行ひも正しくなければならぬが、また身體が丈夫でない、折角の立派な精神も心懸も役に立たぬばかりでなく、自分の思ふことが出来ずして、つまりは不幸なものとならねばならぬのである。身體が未だ元氣がぬると、自然に精神も堅固になつて、どの様な困難いことでも成し遂げることが出来るが、身體が弱いといふと、自分の爲に家の爲にしようと思ふほどさへ出来ぬばかりでなく、世の爲め、人の爲めに盡し、君の爲め國の爲に盡さうと思ふても、それが出来ぬことになるのである。だから軍人にとつては此身體の強いといふことが第一の資格で、身體が強くないといふと、その人に忠義の心がどれほど強くとも、十分に盡すといふことが出来ぬことになるのである。

前にも述べたやうに、未入營補充兵も立派な軍人であり、國家に大切な人であつて、其肩にかけ身に負ふて居る責任は大變に重いものであるが、此未入營補充兵の體格が假りに弱くなつて、軍人として立派な働をする事の出來ぬもの、數が多くなつたり、死ぬるもの、數が増して來ることになると、國家からいふればそれは大事件であつて、いざ戰爭といふ時に、入用だけの兵を戰場に送ることが出來ぬことになり、不幸にして戰爭に敗けなければならぬといふことにもなるのである。して見ると、未入營補充兵が、健康で強壯であるか、ないかといふことは、國からいふて大切なことであるのはいふまでもないが、めい／＼からいふてもまた仕合であるかないかといふ大切なことである。

ところで補充兵は現役兵に比べると、其體格が幾分か悪い方である。それは徴兵検査の結果で、甲種に合格した者から、だん／＼と現役兵に採られて、補充兵となるものは、先づ乙種のものが多いからである。かういふ點にして、未入營補充兵は、現役兵

や豫備や後備などの、在郷軍人と比べて、體格が幾分か劣つて居る上に、さういふ人  
人のやうに、軍隊に入つて、戦争の役に立つやうに身體を鍛へて、寒いや、暑いや、  
などに、耐えられるやうに、十分に練習がつんで居らないのであるが、それで居て戦  
争の場合には矢張り現役兵や豫備後備兵と同じやうに活動をせねばならぬのである。し  
て見ると未入營補充兵は、殊更に平生から、自分の身體を丈夫に鍛へあげて、強壯し  
て置かねばならぬのである。そして僅かなことで直ぐ倒れたりすることなく、身體が  
いつまでも強くやうに、また、敏捷よく物事が出来るやうに、練つて置かなければ  
ならぬ。それには、いふまでもなく、悪い病氣にかゝらぬやうにして、悪いものを食  
べたり大食をしたり、大酒を飲んだりするやうなことがないやうに慎んで、いつも  
身體を大切にして、健康にしてゆくことを心掛けなければならぬのである。そし  
て、また自分の身體は決して自分一人のものではなく、天皇陛下がおたより遊ばされ  
せざる身體である、お國の爲にいつでも捧げなければならぬ身體であるといふことを

片時も忘れてはならぬのである。

## 第十六 武技の練習に心掛けよ

未入營補充兵が自分の肩にかけて居り、身に引受けて居る重い責任を果さうとするには、これまで述べたやうな精神の鍛錬と身の持方が入るのであるが、何しろ未入營補充兵は、平時には軍隊教育を受けていない、戦時にだけ僅かな日数の教育を受けて、直ぐ戦場に出て立派なお役に立つやうにしなければならぬのであるから、精神の修め方は心掛ける一方に、また平生から軍隊のことに心掛けて、武技を修めて、十分に身體を練つて置かなければならぬ。

勿論武技を修めるといふても、軍隊の内であるやうには行かぬかも知れぬが、簡單い動作や、劍術馬術などは、平生からのめいりの心掛け一つで、決して練習が出来ない筈はないのである。在郷軍人會の分會長や分會の副長や、役員や其他の先輩の人

人は、皆軍隊に入つて立派な教育を受けた人であるから、かういふ人々か多し時を定めて教へて貰ふやうにし、又さういふ人も自ら進んで教へて行つていふ風にするれば、例へば不動の姿勢とか、敬禮の仕方とか、其他簡單な規律正しい軍隊の動作などは、或程度までは覚えられもし、覚えさせるやうにすることも決して出来ぬ筈はないのである。そして又それを覚えるにも大した時間もいらなければ金もかゝるものでもなく、都合のよい手段と方法を講べば、決して六ヶ敷いことではないと思ふ。

又劍術は軍隊では大切な武技の一つで戦時にはそれが最も役に立つものであるが、これは軍隊ばかりでなく、誰でも習ふもので、身體をよくし膽力を練り氣力を養ふに都合のよいもので、精神を鍛へる一つの方法にもなるのであるから、勤の暇とか農作の合間などに、少し宛の時間をさいて稽古をせむがよろしい。さうすれば何時かはなほに自然に上手になるもので、殊に無駄なことをしたり、遊びに歩いたかして、下らぬ事に時間をとらず代りに、かういふことをするのには、眞實をよくする上にも大に善い。

とである。それなのにがういふとが六ヶ敷か出来ぬといふのは、それは只やらないからのごとて、やつて見れば少しも六ヶ敷い事でもなく、心掛と熱心とで、やる方も立派にやる事が出来れば、やらせる方も容易くやらせることが出来るものである。

四六

### 第十七 自分の言葉通りに實行すること

昔から武士に二言はないといふことがあるが、それは武士の心が誠實であつて、自分で云ふたことは直ぐに之を行ひ、約束したことは恥度果すといふ意味であつて、つまり立派な人間には、信が大切だといふことを云ふたのである。自分で出来ぬと云ふとを、致しますと約束したり、自分で爲る氣もなく、また爲て悪いと知りながら、只其場逃れに、出鱈目のことをしやべつたりするものは、後になつて其約束を果す事が出来ないて、自分に苦しむばかりか、信用を失つた上に、人から輕蔑せられて、相手にせられぬやうになるのである。だから信を守らうとするには、最初から正し

とか、正しくないとか、善いとか悪いとかを能く考へた上で、正しくして善いと信じ、一度それをする事を約束し、又は決心した場合には、必ずそれを違ふてはならないのである。約束した後に、それを果さないのは、信のない人の事である。単法千萬のごとである。けれども一旦正しいと思ふて約束したことも、自分の智恵が足りないために、それが間違であつて、善くないことであるといふことが後に分つた場合には、速くそれを改めなければならぬ。もしそれが信用にかゝるからといふて、ずる／＼に打やつたりなると、果てはどうともする事が出来ぬやうになつて、名譽を失ひ身の立つ瀬もないようになることがあるものである。

して見ると、人間がこの世を渡つてゆくには、信といふことは、極めて大切なことであつて、信のない者は人から侮られ、折角立派な學問があつても、それが何の役にも立たぬものとなり、目覚ましい仕事をしやうと思ふても、それが出来ないこととなるのである。殊に軍人の務めは、大勢の者が心を一つにし、力を合せて、命がけになつ



でなければならぬことであるから、お互に信を守るといふことは甚だ大切なことである。もし軍人の間に信がないと、協同一致して命をかけて勤むといふことが出来なから、自然と軍隊の力も弱くなつてくる。此は恐ろしいことになるのである。

### 第十八 責任を重んずること

人の一生は、只食べて只遊んで、死ねば善いといふやうな意味の浅いものではない。一生の間には、めい／＼にしなければならぬことが澤山あるのである。云ひかへて見ると、人間は皆自分／＼に、めい／＼の肩に掛けてゐると、自分の身に引受けて居ることがあるものである。それが即ち自分又は責任といふものであつて、自分は責任する本分他人に對する本分、國家に對する本分など、それがいろいろに分れて居るのであるが、その自分のすべき本分を盡す心を盡さなければならぬ。人間が人としての正しい道歩み、國民としての立派な路を歩まうとするには、必ずその本分を果し責任

を盡すといふ心掛け即ち義といふものがなければならぬ。この心掛けのあるものは、立派に獨り立ちをして、無暗に人に頼らず、何事にも憤みふかして、粗々つかしい振舞はしない。自分が正しいと信じ、自分で爲なければならぬと知つたことは、どこまでも果さなければ止まぬといふ氣概をもつて居るものである。かといふ氣概のないものは、何時もぐずぐずして居つて、一生のちりぐらりと何にもせがむに死んでしまふか、又何をしても乾度失敗をしてしまふにまづ居るものである。この人は、  
又何をしても乾度失敗をしてしまふにまづ居るものである。この人は、  
本分を果し責任をつくすといふ考は、事柄が大きい小さいによつて、差別があるものでなく、小さいことであるからないであらう。職にするやうな人では決して大きな本分を仕遂げることの出来る人である。どんな偉い事であつても、本分に忠實に果すことの出来る人であつて、始めて大きな責任をつくすことの出来る人である。又人の見る時には、真面目にやつて居るやうであつても、職にするやうなことをするやうな者は、責任の考のない人であつて、さういふ人は、自分の仕事にも成功することの出

聞火

五〇  
來ない可哀相な人である。軍人としてはかういふ者は少しも役に立たぬばかりでなく、どちらかといふと最も恐るべき人である。軍人は一度命令せられた事は、たとへどの様なことがあらうとも、少しも陰日向なく、責任のために身を碎いても、自分の本分を盡さなければならぬのである。一兵卒の些細な不注意で、全體の軍隊に、大變な事が起つて負け戦になるやうなことがないとも限らぬからである。

けれども本當に義を重んずるものは、よく物事の大小と、重いと軽いと、の差別を辨べて、決してそれを混同するやうなことなく、小さい義理にからまつて大きな義理を忘れるといふやうな事があつてはならぬのである。まして君の爲國の爲に其身を擡げた軍人が、大きな義と小さい義とをとりまらかへて、輕卒な振舞をして、折角大切な身體を臺なしにするやうなことがあつては、それこそ陛下に對し奉つて申し譯が立たぬのである。十分に慎まなければならぬことである。

第十九

恥を知り名譽を重んぜよ

犬や猫のやうな畜生は、叱つても叱つても、よく人の眼を盗んでは、態度もく同じ悪いことを、平気で繰返してやるものである。かういふ場合に、人はよく、畜生といふものは矢張仕方がないといふ。それはどういふ意味かといふと、つまり犬や猫のやうなものは、どれほど叱つても云ふてきかせでも、人間とは異つて居るといふことである。そして人間は、かういふ畜生は、恥を知らぬものとしてあきらめて居るのであるが、其反對に人間は畜生とちがつて、恥を知らねばならぬものとして居るのである。いや、人間といふものには、禮儀があつて恥を知る心があるからこそ、畜生とちがつて居るとして居るのである。して見ると人間といふものは、必ず禮儀を守つて恥を知らねばならぬものである。

ところが若し人間が義理をわいたり、情愛が薄かつたり、責任を忘れたり、約束に

をむいたり、幾度も誅められたり叱られたりしたことを平氣で無返したり、金持であり身分が高いからといふで傲慢であつたり、貧乏であり又身分が賤しいからといふで卑屈であつたりしたら、それは本當に恥を知つて居るといふことがいはれるであらうが、さういふ人間は、人の皮を着て居る畜生といふよりもよいものではあるまいが、人間としての名を汚すものではないからうか、人間の皮を着て居つて畜生のやうなことをするものは、それは畜生よりも劣つたものといはなければならぬ。恥を知つて見ると恥を知るといふことは、人間の心の持方の最も大切なことの二つであつて、よく恥を知るものをあつて、始めて自分の名を汚すまい。家の名に瑕をつけまい。國の名を揚げやうといふ、つまり、名譽といふものを大切にすることを出来るのである。恥を知つて名譽を大切にすることは、心が清淨潔白であるので、慾心が漸くなく、同義理を重んじて不義理をにくみ、不義理をしなければならぬやうな破目になつたとすると、不義理をする程なら、死ぬる方が善いといつて、死んでお詫をせるといふやう

な立派な心掛けをもち、美しい行ひをすることが出来るのである。昔の武士はかういふ場合にはよく切腹をして義理を立てたものであつた。君の爲國の爲に、命も身も犠牲にして、真心から自分のすべきことを盡すといふのも、つまりは恥を知り名譽を重んずる心が凝り固つたもので、今此處で自分が命を惜み、臆病なことをしては、恥になる、自分の恥ばかりでなくて末代までの恥になる、國の恥になる、其代りに今自分が此處で死ぬる覺悟で働けば、よしや自分は死んでも立派に自分の務めが盡される、家の譽になる、村の譽になる、國の美しい名が揚がるといふ心が、磨き上げた玉のやうに光り、咲き誇つた花のやうに香ふからのことである。軍人としてかういふ美しい心が無いばかりでなく、良民としても此處が大切であることはいふまでもなからう。けれども此處で心掛けて置かねばならぬ事は、本營の名譽といふものは、いかに自分のすべきことを盡してから後で、自然に出来るもので、それを受ける値がなうて受ける名譽は、本營の名譽でなく、一時の假りの虚の名に過ぎぬといふことである。假

五三

りの虚名や一時の名譽は、いつとはなしに雪のやうに烟のやうに消えてしまふて消がはげるが、本當の名譽はいつまでも澄みきつて香が濃いものである。

人は徒に名譽心に煽てられると、本當の名譽と一時の虚名との差別がつかぬやうになつて、人の功名を嫉んでそれを横取しやうとするやうな、あるまじい浅ましいこととしたり、又は自分の手柄を人に誇つて、傲慢無禮になつて人を軽蔑したり、功名争ひをしたり、自分の手柄に對して不平がましいことを口にしたたり、すねで見たり、人の裏をかいて見たり、悪口雜言をならべて、他人をけなしたりするやうなことが、虚名がちなものであるが、それは却つて自分の名譽に瑕をつり、自分の名譽を汚すといふもので、卑劣千萬な恥を知らぬ賤しい心掛けといふべきである。さういふ人は名譽はあつても恥を知らぬが爲めに、折角の立派な名譽が害なしたるのであるから、必ず名譽を重んずる一方には、恥を知るといふことを忘れてはならぬのである。

第二十分相應に質素にせよ

人が一生の間を安樂に暮らして行かうとするには、必ず正しい行ひをして、自分のすべき事を熱心に務めて行けば、困りのないものであるが、それでも人には色々不幸な事免れにくいものである。さういふ不幸な場合に困らないやうにして、自分でそれを切りぬいて行儀には、平生奴ら費財をせぬやうに心掛けて儉約をし、何事も質素にして行かなければならぬ。とて、折角正しい行ひをしても、困つた時に人は頭を下げた次、けですめはまた宜しいが、思はぬ不義理をしなければならぬやうなことになることがあるのである。それをして、平常から身分不相應な事をするやうでは、いふ時に困つて来るのは、當り前の事である。勿論人が身分相應な着たり食物をたべたり、家にすんだりする等は、悪いことではないが、其分限を越えるといふことは、宜しくないことである。分限を越えぬ

五五



といふことは贅澤といふことであつて、一度贅澤の風にそひと、遊んで居ると金が儲けたくなる。自然と賭事などに手を出して、一時に金持になりたくなる。義理にはそむく。人情は缺くことになる。人柄は輕薄になる。名譽も恥も考へないやうになつて、身を誤り、家をなくするばかりでなく、子孫にまでも不幸な目を見せ、恥をかかせるやうなことになるものである。

といふて質素にすることは吝嗇とは全くちがつて居る。吝嗇は人の迷惑をかまはず、人の難澁して居るのを見てもふりひきもせず、自分だけさへ善ければと、せつせと金を溜めやうとはかりすることであるが、眞の質素はそれとちがつて、自分の暮らしては出来るだけ儉約はするが、困つた人は助けてやつたり救つてやつたり、及の爲になることになると、身分相應に出すべきものを出して惜まぬといふやうに心掛けることである。人に此心掛けがあつて、始めて家も富み國も榮え、お互に安樂に暮らして行けるのであつて、まして軍人は平生質素な生活をして居ると、いさよ云ふ場合に困

苦<sup>く</sup>乏<sup>ふ</sup>にたへる事<sup>こと</sup>が出来<sup>出来</sup>ず、卑<sup>ひ</sup>怯<sup>けつ</sup>な振舞<sup>ふるまい</sup>をして、自<sup>じ</sup>分<sup>ぶん</sup>のすべ<sup>べき</sup>本<sup>ほん</sup>分<sup>ぶん</sup>を忘<sup>わす</sup>れるやうなこ  
とになるのである。

殊<sup>こと</sup>に未<sup>み</sup>入<sup>い</sup>營<sup>えい</sup>補<sup>ほ</sup>充<sup>ちゆう</sup>兵<sup>へい</sup>は、戦<sup>せん</sup>争<sup>そう</sup>が始<sup>はじ</sup>まれば、す<sup>す</sup>ぐ召<sup>めい</sup>集<sup>じつ</sup>せられて出<sup>で</sup>てゆ<sup>ゆ</sup>かなければならぬの  
であつて、またそれが何<sup>い</sup>時<sup>じ</sup>起<sup>おこ</sup>るやら分<sup>わ</sup>らないのであるから、い<sup>い</sup>つも<sup>も</sup>其<sup>その</sup>心<sup>こころ</sup>懸<sup>けん</sup>をして  
居<sup>ゐ</sup>つて、さて召<sup>めい</sup>集<sup>じつ</sup>せられて行<sup>い</sup>く時<sup>とき</sup>に、旅<sup>りょ</sup>費<sup>ひ</sup>がなかつたり、または戦<sup>せん</sup>地<sup>ち</sup>へ行<sup>い</sup>つた後<sup>あと</sup>で、  
平<sup>へい</sup>素<sup>そ</sup>からの心<sup>こころ</sup>掛<sup>か</sup>が悪<sup>わる</sup>かつた爲<sup>ため</sup>に、後<sup>あと</sup>に残<sup>のこ</sup>つた家<sup>か</sup>族<sup>ぞく</sup>が食<sup>く</sup>べるに困<sup>ま</sup>るやうなことがあつた  
りしてはならぬ。萬<sup>ま</sup>一<sup>いつ</sup>かういふことがあつたとすると、折<sup>せつ</sup>角<sup>かく</sup>君<sup>くん</sup>のお爲<sup>ため</sup>の國<sup>くに</sup>の爲<sup>ため</sup>に盡<sup>つ</sup>す  
べき時<sup>とき</sup>節<sup>せつ</sup>が來<sup>き</sup>ても、後<sup>あと</sup>に思<sup>おも</sup>ひがひかされて、十<sup>じゅう</sup>分<sup>ぶん</sup>に力<sup>ちから</sup>を盡<sup>つ</sup>すことが出<sup>で</sup>来<sup>き</sup>ないやうなこ  
ともあるのであるから、さういふことのないやうに、平<sup>へい</sup>素<sup>そ</sup>から出<sup>で</sup>來<sup>き</sup>る丈<sup>だけ</sup>儉<sup>けん</sup>約<sup>やく</sup>をして  
貯<sup>ち</sup>蓄<sup>じく</sup>をして置<sup>お</sup>かねばならぬのである。

第二十一 萬事誠心を以てすべきこと

五七

軍人勅諭に述べさせられた五箇條の御教訓を碎いて見ると、大體上に述べたやうに  
 なるのであるが、これは軍人と名のつくもの、暫くも忘れてならぬことで、これを忘  
 れたものは本當の軍人といふことは出来ぬのである。未入營補充兵も絶えず之を心に  
 懸け、之を守り之を實行しなければならぬのであるが、それには只上へばかりでは駄  
 目で、本當の誠心でなければならぬ。誠心とはいふまでもなく、飾のない偽のない  
 眞の心といふことで、誠心のない忠義は勿論のこと、禮儀も勇氣も、信義も要素も、  
 皆本當の心の底から出たのでなく形丈では、何の役にも立たぬものである。それだ  
 から、勅諭の中にも、此五箇條は我軍人の精神にて、一つの誠心は、また此五箇條の精  
 神であると仰せられ、誠心をもつて、軍人の精神である此五箇條を守り行へど教へさ  
 せられてゐるのである。世の中の人が立派な人として生きてゆくにも、此五箇條の事  
 を誠心から守り行ふといふ事は、また大切な事で、それさへ出来れば何事も出来ぬこ  
 とはない、出来ぬのは誠心が足らぬのである。だから、勅諭の中にも、此の五箇條は

天地の間の公の道で、人のふむべき常の道であると仰せられ、此道を守り行つて、國に報ゆる務めを盡せと告げさせられて居るのである。

## 第二十二 土地の良き民となること

これまで色々と述べて来たことは、未入營補充兵が軍人としての自分の重い責任を果すために心掛けねばならぬし、又しなければならぬことの大略であるが、それは決して軍人としてはかりでなく、良民としても心掛けもし務めもしなければならぬことである。中にも誠心を以て協同し、服従し規律を守つてゆくといふことは、軍人として最も大切なことであるばかりでなく、良民としても最も大切なことなのである。云ひかへて見ると、人と一處に眞から心を協せて仕事をなし、目上の人には心から服従し、守るべきことは規律正しく守つて行ける人であつて、始めて良民と云へるのである。ついで、此三つの立派に出来る良民は、また軍人としても立派なものになれるのである。

だから良民であるといふことは、つまり立派な軍人であるといふことであつて、立派な軍人はまた立派な良民でなければならぬのである。此二つは決して二つのものではなくて、一つのもを両面から見た言葉であることを忘れてはならぬ。

良民としてまた忘れてはならぬのは、大抵誰でも小學校に居る時に習つた、教育勅語の中にある御精神である。日本の民が同じ心になつて、忠義に心掛けるは云ふ迄もないこと、親には孝行をし、兄弟同士は親しくし、夫婦は仲をよくし、友達同士はお互に心の心を以て交はり、儉約な暮しをして、世の中の人の苦しんで居るものや、可哀相なものをよく可愛がり、勉強をして學問をし、色々な業務を習ひ、賢くなつて立派な人間となり、世の中の爲になることを爲し、法律をよく守つて、悪いことをせぬやうにし、いざといふときには國の爲に盡すといふことを心懸けるのは、平時の日本人として爲なければならぬ最も大切なことなのである。殊に誰もかれも、いつも眞面目に、自分自分の仕事を勵み、儉約をして、立派な暮らして行けるやうに家を治め、

成るべく澤山の税金を納め、日本の國の色々の施設を十分に出来るやうにするといふことは、良民としていつも心懸てをねばならぬことで、これは兵役の義務と共に日本の國民にとりて、最も貴い義務なのである。此ことは明治天皇が深く御心配遊ばしたことで、それが爲に明治四十一年にも、勅諭を出して國民にお諭しなされて居るのである。

よくいふ日本魂といふものも、つまりがこれまで述べたいろくな精神がこりかたまつて、美しい一つの玉となつたのをいふので、かういふ精神があつて、丈夫な身軀があつて、明治天皇や、今上天皇のお諭しの御趣旨をよく守つて、いつもくたむことなく、自分々の業務に精勵し、其土地々の農業や商業や工業などいろくの殖産興業を盛にし、家を富まし、國を富ますこととめて、皇室を敬ひ、國家を思つて、いざといふ時には君の爲國の爲に、身をも命をも捨てることの出来るやうに心掛けて居るのが良民なのである。

未入營補充兵は、年からいふても一番の元氣盛りであり、其郷里からいへば勢力の中心であり、國からいへば國民の主な力であるから、公の爲になることなどは、自ら先に立つて奔走し、勉強して儉約して、武勇を尙とお即ち尙武の氣風をつくつて、自分から模範となつて、年の若い青年を導いて、村の風儀を善くし、小さくは一家の主人として立派な者となり、だん／＼に村から郡、郡から縣、縣から國といふやうに進んで、日本帝國の全體の利益と幸福とを進めるやうに心掛けなければならぬのである。よく自分一人が良民になつても、他人が悪くては駄目だなどといふものがあるが、それは實に間違つた考で、自分が良民であれば他の悪いものもだん／＼と善くすることが出来、一人一人から始めて、全國の人が良くなる事が出来るものであることを決して忘れてはならぬ。

### 第二十三 在郷軍人會と未入營補充兵

未入營補充兵はこれまで度々いふたやうに、軍隊の教育を受けては居らぬが、立派に軍人の一人であつて、在郷軍人會の一員であり、而も其正會員であるから、在郷軍人としての権利と特典とを受けらるゝことに於ては、軍隊教育を受けたものと少しも變りはないのである。だから軍人會の趣旨や目的をよく辨へて、軍人會に對してしなければならぬ義務をよく果し、軍人會の會合には出来るだけ出て講話を聞き、武技を練つて、軍人會の事業に力を盡し、軍人會が盛になるやうにしなければならぬ。

未入營補充兵が自分のしなければならぬ本分を立派に果す爲には、平常軍事上のいろ／＼のを知つて置かなければならぬのであるが、それは專に在郷軍人會の力によらなければならぬ。未入營補充兵にいろ／＼の軍隊の智識や精神を得させるには、此外には直接にはまだ何も仕方がないのであるから、在郷軍人會の方でも、つとめて其心を用ひ、豫備や後備の在郷軍人は、また未入營補充兵を自分の弟分としてよく指導し、戦時に不覺をとらせないやうに、平常から心掛けて置かなければならぬ。



だから未入管補充兵の方では、よく豫備後備の友達を兄弟と心得、軍人會の分會の先輩の言葉を十分にきき分け、其指圖や案内を受けて、一個の軍人として恥しからぬやうにすることを努めなければならぬ。自分が軍隊に入らないから、軍人でないなど、いふやうな考へを、萬一にもつやうなことがあつてはならぬ。

六四

大正六年から、未入管補充兵も簡閲點呼に參列するやうになつて、其時未入管補充兵が、何れ位軍事上の智識を得て居るかを検査せられることとなつたのは、一つには帝國陸軍の必要から始まつたのであるが、一つにはこれは軍隊の教育を受けないからといふても、軍人であるといふ考へを忘れさせないやうにする考へから行はれるのであるから、未入管補充兵も其考へで、自分から進んで軍事上の色々の事を、軍隊教育を受けた先輩の人から習ふて覺えるやうにし、軍人會の方でも、また親切に未入管補充兵を教へて、帝國陸軍の目的に合ふやうにしなければならぬ。

未入管補充兵は、在郷軍人として守らねばならぬ色々の規則があり、時によつては

層をせぬと罰を受けるやうな場合も少くないので、重なることよりは、大略此本の終りに記して置くが、さういふことの詳しいことや、分らぬことは、其時々に軍人會の分會長や副會長や、又は先輩や町村役場の人達に尋ねれば宜しいのである。けれども、それは面倒だからといふて、ずるけて尋ねもせずに打やつて置くこと、大切な時にとんだ罰をつけられることがあるから、よく注意しなければならぬ。

## 第二十四 各兵種の性能と未入營補充兵の心掛

未入營補充兵が良兵であると同時に良民である爲めに、心がけて居らなければならぬことは、大體これまで述べたやうなことであるが、未入營補充兵の知つて置かなければならぬことが今一つある。それは歩兵とか騎兵とか、色々分れて居る兵の、めい／＼しなければならぬ仕事がどんなものであるかといふことである。

未入營補充兵は軍隊の教育を受けては居らぬが、歩兵とか騎兵とか、もやんと其兵

の稱を定められて居るのであるから、歩兵の補充兵であるものは、歩兵とはどんなもの  
であるか、戰場にてはどんなことをするものか、騎兵の補充兵であるものは、騎兵と  
はどんなものか、どういふ風の仕事をやるものであるかといふやうなことは、一通り習  
生から心得て置かなければならぬのである。自分が砲兵の補充兵でありながら、砲兵  
はどんなことをやるものかといふやうなことを知らないやうでは、未入營補充兵が  
人前の軍人でありながら、軍人でないと思つて居ると同じやうなことがある。だから  
その大體が、のみ込める爲めに、次に各種の兵はどんなものであるかといふこと、  
そのしなればならぬ仕事の大體のことを極くざつと述べ置くことにする。

歩兵は夜でも晝でも、戦をする事が出来、どんな険しい山でも、川でも、崖でも、人の  
通れる處ならばどんなに遠くまで行つて敵を攻め、最初敵から遠くはなれ居る時は、  
自分がつて居る小銃で敵を打ちたい、最後には銃剣を懸つて、敵陣に突き込む、  
戦の止めを差し、又送げる敵を退けて、再び立てない様にするものである。だから戦

いへば歩兵の働きが大體で、従つて其人數も他の兵に比へると二番多いのである。騎兵は馬に乗つて居るから、其速さを利用して戦の始まる前から、戦の最中にも、遠く前の方や、敵の方へ進んで行つて、敵の様子を捜して之れを報告するのである。殊に敵が逃げ出した時には、真先に進んで敵を追うて撃たなければならず、又時には馬から下りて一時歩兵の様に、小銃で射撃して戦をする事もあり、又馬に乗つて、敵の中へ突き込んで刀を以て敵を打破ることもある。砲兵は大砲を持つて戦をするもので、其射撃の力で敵の人や馬を倒して敵の陣地を破し、味方の歩兵を援けて、最後の勝利を得させるものである。野砲は馬が使ひて行き、山砲は馬に積んだり又は挽かせたりして、行ける處まで行つて、大砲の陣地を布入である。重砲は猶一層大きな大砲で、其効力が大きいのである。工兵は軍の陣地を作り、攻撃にも防禦にも戦の力を増すのである。又道の修め、橋の造つたり、橋のない川に橋を架けたりして、他の兵種の行動を自衛の利あるもの

にし、時には地の下に穴を掘つて敵の陣地に近寄り、爆薬をしかけて敵の陣地や鐵條網等を破壊し味方の進む途を開くのである。鐵道を敷いて汽車を通らせ、電信や電話を架けて隊と隊を聯絡し、飛行機や飛行船の取扱をするのも、工兵の仕事である。輜重兵や輸卒は、後の方から戰線の方へ、彈藥や糧食や、器具や、其外軍隊の用品を運んで戦が續いて出来るやうにし、戦をする者が餓ない様にするもので、若しこれがなかつたならば、如何に立派な軍隊や、如何に勇ましい兵卒が、どれだけ居つても戦に負けねばならないのである。

かういふ風にいろいろの兵種が戦場で働く役目は、それ／＼異つてをるけれ共、其心掛けは皆一つで、剛膽で、幸祿強く奮闘してゐて、やるところまでは何處までもやるといふ堅い／＼心がなくてはならず、殊に危険ごとや悲惨な様が、目に寫つてゐてもびくともせず、雨風や、極い寒さや暑さなどは物ともせず、どんな苦しい事があつても耐へ忍んで、やり通さねばならぬのである。そして味方が苦しい時は、敵は猶以上に

苦しんでをるものであるから、よく其苦しみを耐へ忍び、どこまでもやり通すといふ考へが強く、始めて勝利の名譽を得ることが出来るので、その苦しみに耐へ切れなくなると、敗け軍となるばかりではなく、遂には敵から皆殺しにせられたりするやうなことになるのである。だから、よく上官の命令や號令に従つて、たとへ水や火の中もかまはず、矢彈の中も恐れず、天皇陛下の御爲め、日本のために進すといふことを思ひ、死は賊に卵の毛よりも軽く、其任務と名譽とは、萬斤の鐵よりも重いものであるといふ事を十分に覺悟して萬難を排けて進まねばならぬ。少くとも自分の身の安全なことを考へたり、又は適の捕虜になるやうなことは、日本魂を持つたものとする事ではなく、捕虜になる位ならば、生きて居る甲斐はないといふことを忘れてはならぬのである。

第二十五 補充兵が心得て居るべき規則

大元

補充兵が在郷軍人として、規則の上から心得て居なければならぬ事は深山あるが、

其中で最も必要なものを次に示して置く事にする。くはしいことは在郷軍人須知と云ふ本に書いてあるから、その本を讀む事が大切である。

一、現役にくり上げられて入營する場合に、父母が死ぬるとか病氣が危篤と云ふことであれば、願書を出せば二十日以内は延ばして貰ふことが出来る。

二、補充兵が他の土地へ籍を移した時は、十四日の内に旅隊區司令官宛にして、市町村役場へ届けねばならぬ。又他へ寄留したり、十四日以上の旅行をせしやうとしたりするときは、旅行から歸つた時にも、届をせねばならぬ。補充兵が外國へ行つたり、外國に居つたりする時も、また外國へ行くことになつて居つて、十四日の内に立出せぬ時も、外國から歸つた時も、歸るときまつてから、十四日の内に、本籍のある土地に歸らぬ時も、届をせねばならぬ。

三、補充兵が自分が寄留して居る土地の近くの軍隊で、勤務演習をしたい者は、毎年

三月一日迄にも、また寄留地で簡閉點呼を受けたものは四月一日迄に、本籍地の聯隊區司令官宛にして、本籍地の市町村役場に届を出して、許しを貰はなければならぬ。

一度許しを貰ったものが、又それを變へる時にも、又許しを貰はなければならぬ。そして許しを貰ったものは、其度々に、そのことを寄留地で、直ぐ聯隊區司令官宛にして市町村役場に届けねばならぬ。

四、補充兵の證書を失くしたり破つたりしたものは、聯隊區に届つて、また下りて貰ふことが出来る。

五、補充兵が名前をかへたり、苗字をかへたりした時は、十四日の内に届をせなければならぬ。

六、補充兵が死んだり、行衛が分りのやうになつた時は、其家の戸主から届をせねばならぬ。行衛の分らないものが分つた時は、同じである。

七、補充兵が船舶の職員となつた場合は、其事を届は出さなければならぬ。



八、補充兵がやむを得ぬことで、職務を遂行して貰ひたい時や、病氣かなどで、簡閉點呼を免して貰ひたい時は、願ひを出して手續をせねばならぬ。

九、補充兵が満期になると通知も何にもなく、國民兵になるのである。

この外にまた澤山あるいろいろの細かいことや、届をするといふても、何日間に届けるとか、何處へ届をするとか、どういふ處にして届けるかといふやうなことは、此處には記さぬが、何でも分らぬことがあれば、それは先輩や軍人會の人に聞いて貰ふ方が一番宜しいのである。届や願をしないを置くと、いろいろの罰をつけられることがあり、一度さういふ罰をつけられると、其人は兵役の義務をよく守らぬといふ證據つきのものとなつて、國民として最も恥しい、人の前に顔出しの出来ぬものとなるのであるから、よく氣を付けなければならぬ。

未入營補充兵のあるべ終

大正六年九月廿三日印刷  
大正六年九月廿六日發行

未入營補給兵の老るべ

正價郵税共金拾參錢

(郵便切手代用は貳錢増とし壹錢貳錢切手に限る)

帝國在  
郷軍人會  
本部藏版

不許複製

著者

田中義一

發行者

若月保治

印刷人

笠間音次

印刷所

東京市芝區愛宕町三丁目二番地  
東洋印刷株式會社

發行所

新  
月  
社

送金御注意

郵送金は本社振替口座へ御拂込が最便利で安全で且つ安心して  
用紙の裏に手紙もかけます。代金は前金に限りません。

東京市本郷區四片町上番地  
總發行所 東京市五反田二丁目〇番

1733

1733

陸軍中將田中義一著

# 奉公袋と朝起

(目下印刷中)  
(定価郵税共凡拾參錢)

國民の中心であるべき在郷軍人に、愈忠君愛國の精神を厚くさせ、全國の青年を良兵良民であらせたい目的を以て、田中中將が熱心に獎勵されて居る「奉公袋」と「朝起」の二つについて、國民が心得て居るべき色々の事柄を、新に自ら講述せられたもので、文章が容易しくして分り易い上に、説明が丁寧で親切なのが特徴であります。「奉公袋」は「奉公袋」と「朝起」の二つと共に、在郷軍人や全國の青年は勿論の事、かういふ人々を導いて、健全な立派な國民を作らうとする本當の誠心のある方々や、又それに盡力して居られる方々や、現役の軍人諸君も、一讀して參考にせられる事をお勧め致します。

發行所

東京市本郷區西片町十番地  
振替口座東京五二七〇〇番

新月社出版部

6871

1734